補助期間と金額の考え方

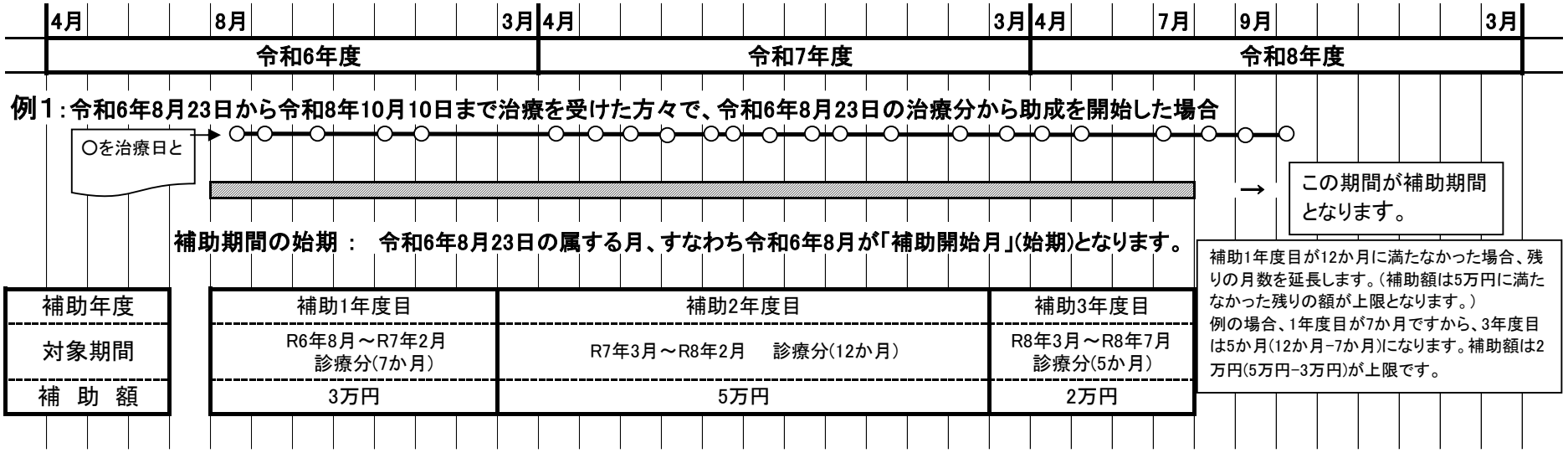

例１：令和6年8月23日から令和8年10月10日まで治療を受けた方々で、令和6年8月23日の治療分から助成を開始した場合

補助期間の始期 ： 令和6年8月23日の属する月、すなわち令和6年8月が「補助開始月」(始期)となります。

補助年度	補助1年度目	補助2年度目	補助3年度目
対象期間	R6年8月～R7年2月 診療分(7か月)	R7年3月～R8年2月　診療分(12か月)	R8年3月～R8年7月 診療分(5か月)
補　助　額	3万円	5万円	2万円

補助1年度目が12か月に満たなかった場合、残りの月数を延長します。(補助額は5万円に満たなかった残りの額が上限となります。)
例の場合、1年度目が7か月ですから、3年度目は5か月(12か月-7か月)になります。補助額は2万円(5万円-3万円)が上限です。

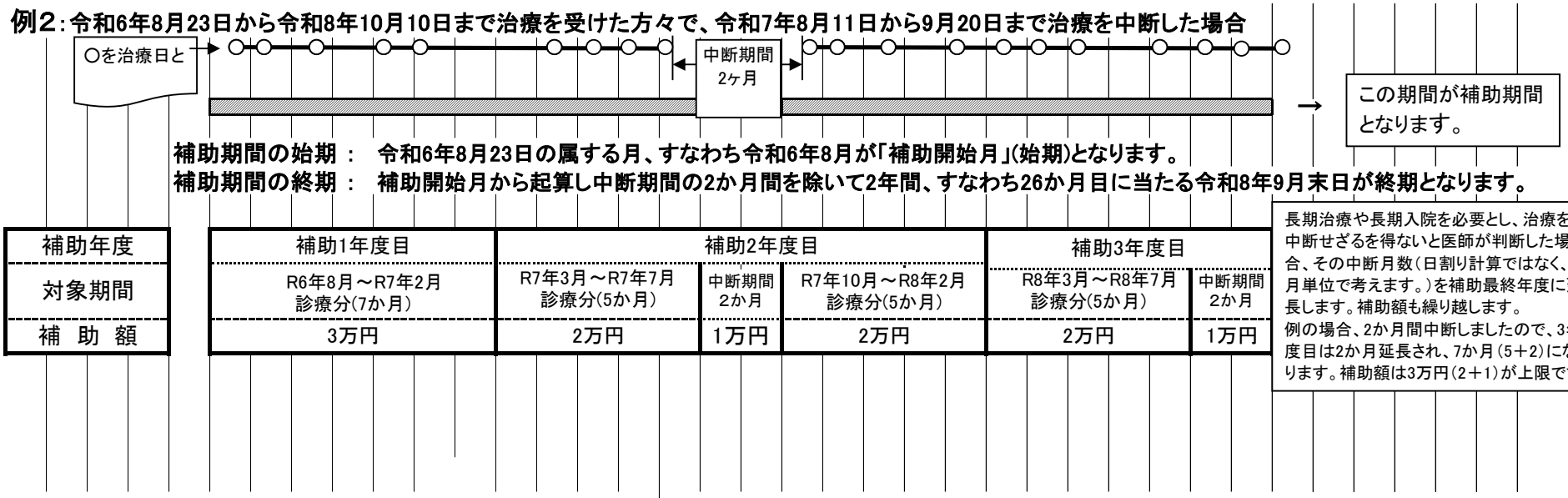

例２：令和6年8月23日から令和8年10月10日まで治療を受けた方々で、令和7年8月11日から9月20日まで治療を中断した場合

補助期間の始期 ： 令和6年8月23日の属する月、すなわち令和6年8月が「補助開始月」(始期)となります。
補助期間の終期 ： 補助開始月から起算し中断期間の2か月間を除いて2年間、すなわち26か月目に当たる令和8年9月末日が終期となります。

補助年度	補助1年度目	補助2年度目			補助3年度目	
対象期間	R6年8月～R7年2月 診療分(7か月)	R7年3月～R7年7月 診療分(5か月)	中断期間 2か月	R7年10月～R8年2月 診療分(5か月)	R8年3月～R8年7月 診療分(5か月)	中断期間 2か月
補　助　額	3万円	2万円	1万円	2万円	2万円	1万円

長期治療や長期入院を必要とし、治療を中断せざるを得ないと医師が判断した場合、その中断月数(日割り計算ではなく、月単位で考えます。)を補助最終年度に延長します。補助額も繰り越します。
例の場合、2か月間中断しましたので、3年度目は2か月延長され、7か月(5＋2)になります。補助額は3万円(2＋1)が上限です。

補助期間と金額の考え方

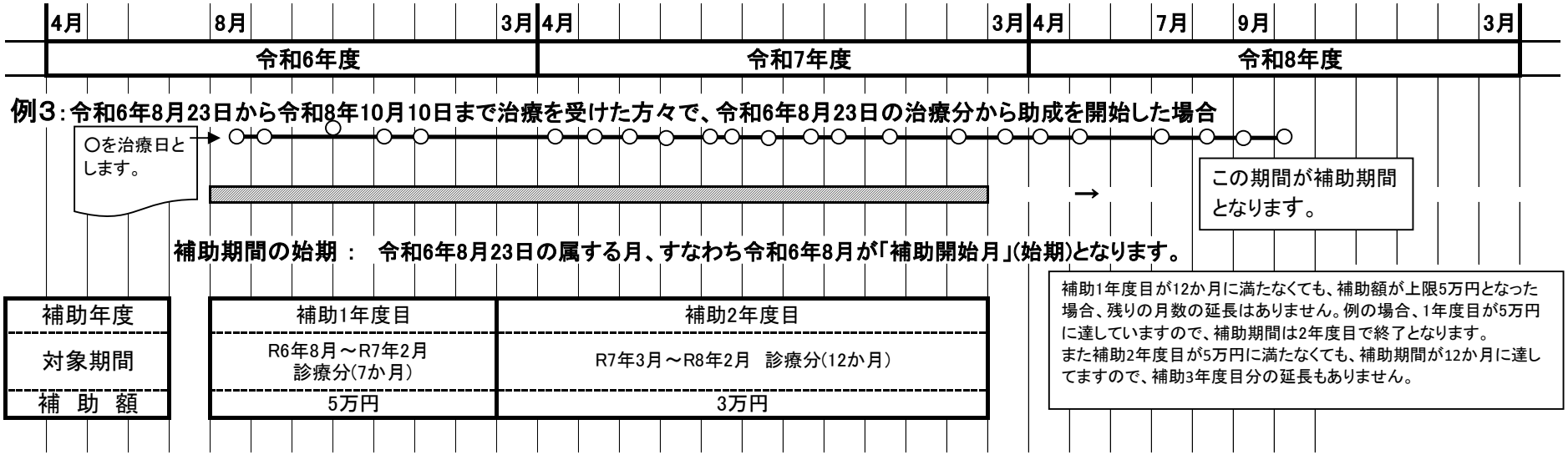

例3：令和6年8月23日から令和8年10月10日まで治療を受けた方々で、令和6年8月23日の治療分から助成を開始した場合

補助期間の始期 ： 令和6年8月23日の属する月、すなわち令和6年8月が「補助開始月」(始期)となります。

補助年度	補助1年度目	補助2年度目
対象期間	R6年8月～R7年2月 診療分(7か月)	R7年3月～R8年2月　診療分(12か月)
補　助　額	5万円	3万円

補助1年度目が12か月に満たなくても、補助額が上限5万円となった場合、残りの月数の延長はありません。例の場合、1年度目が5万円に達していますので、補助期間は2年度目で終了となります。
また補助2年度目が5万円に満たなくても、補助期間が12か月に達してますので、補助3年度目分の延長もありません。

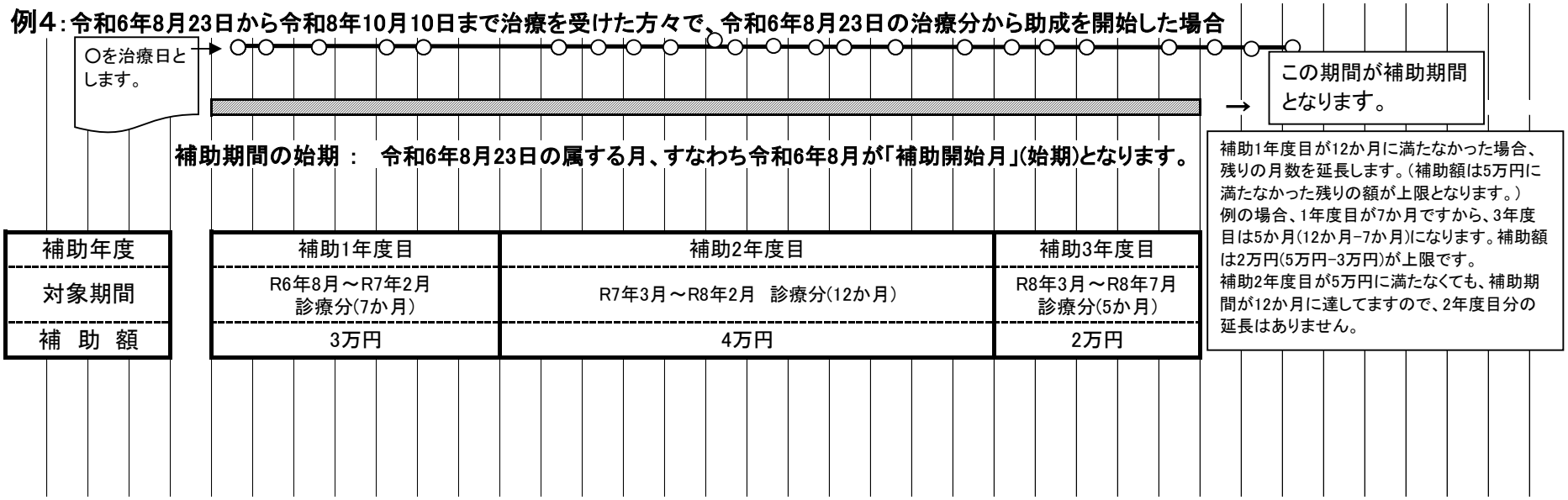

例4：令和6年8月23日から令和8年10月10日まで治療を受けた方々で、令和6年8月23日の治療分から助成を開始した場合

補助期間の始期 ： 令和6年8月23日の属する月、すなわち令和6年8月が「補助開始月」(始期)となります。

補助年度	補助1年度目	補助2年度目	補助3年度目
対象期間	R6年8月～R7年2月 診療分(7か月)	R7年3月～R8年2月　診療分(12か月)	R8年3月～R8年7月 診療分(5か月)
補　助　額	3万円	4万円	2万円

補助1年度目が12か月に満たなかった場合、残りの月数を延長します。(補助額は5万円に満たなかった残りの額が上限となります。)
例の場合、1年度目が7か月ですから、3年度目は5か月(12か月-7か月)になります。補助額は2万円(5万円-3万円)が上限です。
補助2年度目が5万円に満たなくても、補助期間が12か月に達してますので、2年度目分の延長はありません。